

10. 母子保健

妊産婦・乳幼児の健康保持増進を目的に、妊娠から幼児の成長に至る一連の過程を対象として、母子保健事業を実施している。

具体的には、妊娠届の受理、母子健康手帳の交付、母親学級・パパママ準備教室、健康診査、医療費助成、訪問指導等、母子保健に係る各種の業務に積極的に取り組んでいる。



*印は、11. としま鬼子母神プロジェクト事業。

[1] 妊娠届出状況（母子保健法第15条）

（単位：人）

区分 年度	総数	妊 婦 週 数（月）					
		満11週以下 （3か月以下）	満12～19週 （4～5か月）	満20～27週 （6～7か月）	満28週以上 （8か月以上）	分娩後	不明
25年度	2,740	2,540	144	25	14	5	12
26年度	2,766	2,560	148	31	16	1	10
27年度	2,816	2,593	171	30	8	2	12
28年度	2,792	2,596	151	23	15	1	6
29年度	2,594	2,431	127	19	13	0	4

[2] 母子健康手帳の交付（母子保健法第16条）

（単位：件）

母子の健康管理の一助として妊娠届出の際、母子健康手帳を交付している。併せて母親学級のお知らせ、妊婦健診受診票等が入っている「母と子の保健バッグ」を交付している。

また、平成26年9月からは子育てを応援するために母子健康手帳の別冊として、「としま育児サポート手帳」を配付している。

区分 年度	件数
25年度	2,759
26年度	2,868
27年度	2,920
28年度	2,901
29年度	2,729

（注）双子等（2人目以降）の交付を含む。

(1) ゆりかご面接（妊娠時届出面接）

妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えるために平成27年7月から、妊婦の方全員にゆりかご相談員（助産師）又は、保健師が面接を実施している。ゆりかご面接を実施した方に妊娠・出産に関わるグッズを贈呈している。

（単位：人）

区分 年度	ゆりかご面接	ゆりかご支援計画
27年度	1,849	37
28年度	1,801	79
29年度	1,656	91
池袋	1,234	59
長崎	422	32

(2) 妊婦のための母乳教室（母子保健法第9条）

妊娠期からの母乳育児支援のために、平成27年11月からゆりかご相談員（助産師）が教室を実施している。

(3) ゆりかご・ふらっと

産後の育児の孤立化を防ぐために、平成27年12月からゆりかご相談員（助産師）が妊婦同士の交流やグループワーク、ミニ講座を実施している。

（単位：人）

区分 年度	妊婦のための母乳教室		ゆりかご・ふらっと	
	回数 (回)	人数 (人)	回数 (回)	人数 (人)
27年度（池袋）	4	32	4	3
28年度	17	111	23	94
29年度	19	135	24	114
池袋	13	78	12	72
長崎	6	57	12	42

[3] 母親学級・パパママ準備教室（母子保健法第9条）

母親学級は、妊婦を対象に、母性の保護や出産・育児に関して正しい知識を身につけてもらうため、3回制の講座を実施している。具体的には、妊娠中の生理や栄養の問題、お産の準備や産後の生活、沐浴実習、保育方法や歯科衛生等についての指導を行なっている。

パパママ準備教室は、母体の健康と児の養育を父母共同の責任としてとらえ、父親としての役割を学ぶことを目的としている。具体的には、父親としての心構え、妊婦体験、沐浴実習等についての指導を行なっている。

□事業実績

区分 年度	母親学級（平日）			パパママ準備教室（休日）	
	実施回数 (回)	実人数 (人)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
25年度	48	404	1,084	16	860
26年度	54	443	1,262	18	1,003
27年度	63	390	1,306	18	993
28年度	54	378	1,060	21	1,095
29年度	54	367	1,029	21	1,097
池袋	36(12コース)	260	710	21	1,097
長崎	18(6コース)	107	319		

（注）パパママ準備教室は、平成17年度から池袋保健所・長崎健康相談所合同にて休日午後池袋で実施。平成24年度から、午後に加え午前の教室も追加している。

[4] 妊婦健康診査(母子保健法第13条)

(1) 妊婦健康診査

妊婦及び胎児の健康状態を把握し、母体の健康維持増進や胎児の成長を促し、異常の早期発見、健康状態に応じた医療につなげることを目的とする。妊婦を対象に、前期(妊娠23週まで)、後期(妊娠24週以降)の各1回、公費負担の健康診査を実施していたが、平成20年度から公費負担回数を最大14回まで増やし、公費負担となる検査項目の見直しを行なった。平成28年度には検査項目にH I V抗体検査が追加された。(東京都内の契約医療機関業務委託)

□妊婦健康診査実施状況(医療機関委託)

【1回目】

(単位：人)

区分 年度	受診票受理数	所見内訳(延数)					区市町村への連絡事項内訳(延数)			
		異常なし	症妊娠候高血群圧	貧血	糖尿	その他	要訪問指導するを	治当療院指に導て	要精密	その他
25年度	2,505	2,388	3	39	7	76	5	1,094	8	10
26年度	2,605	2,447	0	25	4	136	2	1,134	11	6
27年度	2,571	2,437	0	18	3	113	0	1,087	5	8
28年度	2,590	2,482	1	10	0	100	2	1,092	7	13
29年度	2,406	2,299	2	10	1	94	1	950	12	13

(注) 都内転出は発行地で公費負担。

【2回目以降】

(単位：人)

区分 年度	受診票受理数	所見内訳(延数)					区市町村への連絡事項内訳(延数)			
		異常なし	症妊娠候高血群圧	貧血	糖尿	その他	要訪問指導するを	治当療院指に導て	要精密	その他
25年度	23,764	22,168	24	544	156	993	18	12,798	99	121
26年度	24,350	22,618	34	393	146	1,273	10	12,726	118	98
27年度	24,101	22,695	33	410	137	931	23	12,403	93	73
28年度	24,637	23,380	15	379	89	859	16	12,713	116	98
29年度	23,600	22,329	16	269	93	942	12	11,294	108	87

(2) 妊婦超音波検査（母子保健法第13条）

平成8年10月から、出産予定日現在満35歳以上の妊婦を対象に、妊婦健康診査（妊娠後期）の検査項目に超音波検査を加え、妊婦が安心して妊娠・出産をするための環境づくりを図っている。（東京都内契約医療機関業務委託）

平成21年度から年齢制限を廃止し、すべての妊婦に対し超音波検査1回分の費用を助成している。

□妊婦超音波検査実施状況

（単位：人）

区分 年度	受診票受理数	総合判定結果 内訳（実数）			区市町村への連絡事項 内訳（延数）			
		異常なし	その他	不明	要訪問指導を する	経過観察 又は 治療は	要精密	その他
25年度	1,914	1,819	48	42	6	936	0	5
26年度	2,085	1,946	52	87	4	838	4	7
27年度	2,006	1,923	65	18	3	869	2	8
28年度	2,166	2,114	39	13	4	890	4	8
29年度	2,055	2,014	26	15	3	772	0	7

(3) 妊婦子宮頸がん検診

平成28年度から公費負担検査項目に追加され、原則として1回目の妊婦健康診査で実施している。（東京都内契約医療機関業務委託）

□妊婦子宮頸がん検診

（単位：人）

区分 年度	受診票受理数	総合判定結果 内訳（実数）			区市町村への連絡事項 内訳（延数）			
		異常なし	その他	不明	要訪問指導を する	経過観察 又は 治療は	要精密	その他
28年度	1,958	1,900	26	32	2	689	12	2
29年度	2,209	2,128	31	50	1	693	9	3

[5] 里帰り等妊婦健康診査助成事業

平成20年度から、東京都内契約医療機関以外の医療機関又は助産所で健康診査を受診した妊婦に対し、費用の一部を助成する制度（里帰り等妊婦健康診査助成）を開始した。

□里帰り等妊婦健康診査助成事業

（単位：人）

区分 年度	助成人数	内 訳	
		里 帰 り	助 産 所
25年度	446	416	30
26年度	518	489	29
27年度	502	484	18
28年度	563	533	30
29年度	548	536	12

[6] 妊産婦・新生児訪問指導

(1) 妊産婦訪問指導（母子保健法第17条）

妊婦及び産後1年を経過しない産婦を対象に家庭訪問し、日常生活等の指導を行なうとともに、異常の発生防止、早期発見に努めている。産婦訪問指導は新生児訪問時に合わせて行なっている。

なお、妊婦訪問に当たっては、妊娠・分娩に際し異常の予測される者（若年・高年初産婦・妊娠高血圧症候群等）や特定妊婦^(注)を重点に行なっている。

(注) 特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる（ハイリスク要因を特定できる）妊婦のことをいう。

□妊婦・産婦訪問状況 (単位：人)

区分 年度	妊 婦	産 婦
	妊婦訪問 (実人数)	産婦訪問 (実人数)
25年度	10	1,950
26年度	7	1,955
27年度	13	2,007
28年度	24	2,063
29年度	14	2,021
池袋	9	1,433
長崎	5	588

(2) こんにちは赤ちゃん事業（豊島区こんにちは赤ちゃん事業実施要綱）

①乳児家庭全戸訪問事業（児童福祉法第6条の3）

平成20年度からこんにちは赤ちゃん事業として生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭に訪問し、子育てに必要な情報提供等の育児支援及び母性や乳児に対する健康の保持増進に努め、家庭の孤立化を防ぎ健全な育児環境の確保を図ることを目指している。

②新生児訪問指導（母子保健法第11条）

生後28日未満（里帰り出産等により訪問が困難なときは生後60日まで）の新生児を対象に保健師・指導員（助産師）が家庭訪問し、疾病予防、発育、栄養、環境等について、保護者に適切な指導を行なうとともに異常の早期発見、治療等について指導している。

□区内赤ちゃん訪問実績 (単位：人)

区分 年度	出生数 (※)	赤ちゃん訪問	訪問率 (%)	訪問職種内訳		新生児 訪問指導 (再掲)
				保健師 実訪問数	指導員 実訪問数	
25年度	2,025	1,917	94.7	372	1,545	263
26年度	2,055	1,942	94.5	292	1,650	310
27年度	2,045	1,993	97.6	359	1,634	287
28年度	2,073	2,018	97.3	521	1,497	330
29年度	2,109	2,103	99.7	601	1,502	286
池袋		1,493		516	977	210
長崎		610		85	525	76

(※) 出生数は、年度当初の概数値である。

③未熟児訪問指導（母子保健法19条）

出生体重2,000グラム未満等身体の機能が未熟なまま出生した児を対象に、保健師が訪問指導を実施している。

□未熟児訪問実績（単位：人）

年度	区分	未熟児訪問指導
25年度		33
26年度		66
27年度		50
28年度		43
29年度		82
	池袋	64
	長崎	18

④こんにちは赤ちゃん事業ケース対応会議（豊島区こんにちは赤ちゃん事業実施要綱）

保健、子育て支援の関係機関が集まり、こんにちは赤ちゃん事業によって把握された要支援家庭の支援方針や内容を検討・決定する。

年度	回数（回）	検討件数（実）	検討件数（延）
26年度	6	12	15
27年度	6	10	14
28年度	6	11	19
29年度	6	9	11

[7] 妊産婦・乳幼児保健指導（母子保健法第10条）

経済的理由により保健指導（定期健診）を受け難い妊産婦・乳幼児に対して、医療機関での定期健診を無料で必要な指導を受けられるように保健指導票を交付している。

（単位：件）

年度	区分	受診件数	内訳		
			妊婦	乳児	産婦
25年度		99	87	6	6
26年度		99	85	7	7
27年度		77	59	8	10
28年度		101	95	2	4
29年度		92	79	5	8

[8] 先天性代謝異常等検診（母子保健法第13条）（東京都事業）

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症は、発見が遅れると心身障害をおこすおそれの高いもので、早期新生児についてごく微量の血液検査（マス・スクリーニング検査）を実施し、異常を早期に発見し、早期治療に結びつけることにより後の治療と障害の発生防止を行なっている。

検診の結果、異常と認められた場合は、専門医療機関で精密検査を受けられるように指導し精密検査の結果、治療が必要な方には公費負担の制度が適用される。

東京都では、平成24年4月1日から、タンデムマス法検査を導入することにより、対象疾患が6疾患から19疾患となった。

検査対象の疾病

- 〈アミノ酸代謝異常〉 フェニルケトン尿症、メープルシロップ尿症（楓糖尿症）、ホモシスチン尿症、シトルリン血症1症、アルギニノコハク酸尿症
- 〈有機酸代謝異常〉 メチルマロン酸血症、プロピオン酸血症、イソ吉草酸血症、メチルクロトニルグリシン尿症、ヒドロキシメチルグルタル酸血症（HMG血症）、複合カルボキシラーゼ欠損症、グルタル酸血症1型
- 〈脂肪酸代謝異常〉 中鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症（MCAD欠損症）、極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症（VLCAD欠損症）、三頭酵素／長鎖3-ヒドロキシアシルCoA脱水素酵素欠損症（TFP/LCHAD欠損症）、カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ1欠損症（CPT-1欠損症）
- 〈糖質代謝異常〉 ガラクトース血症
- 〈内分泌疾患〉 先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）、先天性副腎過形成症

[9] 乳幼児健康診査

(1) 乳児健康診査

3～4か月児健康診査（母子保健法第13条）

生後3～4か月の乳児を対象として、健康診査及び、保健指導を行ない、健康診査の結果異常が認められる乳児に、精密健康診査を実施している。また、健診と別日に栄養士（14. 栄養指導 [1] 一般栄養指導 集団栄養指導実施状況・内訳）・歯科衛生士（13. 歯科保健 [2] 歯科集団指導 (1) 乳児健診歯科集団指導）による保健指導を行なっている。

□3～4か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率 (%)	有 所 見 者 数	所 見 内 訳 (延数)												精 密 健 康 診 査 受 診 票 交 付 (延数)
					発 育	皮 膚	頭 頸 部	顔 面 口 腔	眼	耳 鼻 咽 喉	胸 部 腹 部	鼠 径 外 陰 部	背 部	四 肢	発 達 神 経 他	そ の 他	
25年度	2,036	1,926	94.6	442	76	138	18	11	8	17	39	42	4	42	106	22	56
26年度	2,182	2,035	93.3	571	114	335	22	10	16	16	28	51	4	41	185	17	74
27年度	2,206	2,050	92.9	632	149	461	24	21	29	21	68	56	6	44	99	26	58
28年度	2,191	2,040	93.1	685	130	528	36	13	25	16	64	43	10	71	130	42	115
29年度	2,222	2,069	93.1	755	169	512	67	15	27	33	79	33	6	84	161	45	128
池袋	1,582	1,480	93.6	557	128	376	60	11	20	25	57	21	6	68	125	34	110
長崎	640	589	92.0	198	41	136	7	4	7	8	22	12	0	16	36	11	18

□3～4か月児精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	受 診 票 発 行 数	結 果 把 握 率 (%)	結 果 把 握 数	依 頼 内 容 内 訳 (延数)																		そ の 他					
				内科的				皮膚科的		眼科的		耳鼻科的		外科的		泌尿器科的		整形外科的					そ の 他				
				体 重 増 加 不 良	心 雑 音	特 異 顔 貌 ・ 変 質 徴 候	神 経 学 的 異 常 れ	発 達 の 遅 れ	そ の 他	母 斑	そ の 他	斜 視	眼 脂 ・ 流 涙	そ の 他	外 耳 奇 形	そ の 他	鼠 径 ヘル ニア	そ の 他	停 留 辜 丸 ・ 移 動 辜 丸	陰 の 水 腫	そ の 他			股 関 節 の 異 常	内 反 足	そ の 他 の 四 肢 の 異 常	斜 頸
28年度	115	63.5	73	4	1	0	1	4	2	8	2	1	0	0	1	0	5	2	1	3	36	0	3	0	0	0	1
29年度	128	98.4	126	7	7	0	1	3	0	13	0	0	2	0	0	0	9	2	2	6	55	0	1	0	1	10	7

(注) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

(2) 6～7か月児及び9～10か月児健康診査（母子保健法第13条）

乳児の健康保持増進について、より一層の徹底を図るため、3～4か月児健診時に健康診査受診票を配付し、医療機関に委託して下記のとおり健康診査を実施している。

□6～7か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	結果通知受理状況							
				総合判定(実数)				今後の指導(延数)			
				問題なし	問題あり	疑い	不明	で受診医療機関実施	区で実施	他機関管理中	その他
25年度	2,036	1,711	84.0	1,640	31	40	0	943	25	24	1
26年度	2,182	1,593	73.0	1,523	34	36	0	891	34	29	3
27年度	2,206	1,877	85.1	1,808	39	30	0	1,052	23	43	1
28年度	2,191	1,868	85.3	1,790	38	40	0	1,037	28	35	2
29年度	2,222	1,820	81.9	1,743	24	53	0	1,117	5	21	2

□9～10か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	結果通知受理状況							
				総合判定(実数)				今後の指導(延数)			
				問題なし	問題あり	疑い	不明	で受診医療機関実施	区で実施	他機関管理中	その他
25年度	2,036	1,585	77.8	1,520	36	29	0	915	34	21	0
26年度	2,182	1,528	70.0	1,460	30	38	0	883	31	23	0
27年度	2,206	1,787	81.0	1,710	40	35	2	975	29	16	2
28年度	2,191	1,753	80.0	1,681	39	33	0	951	29	32	0
29年度	2,222	1,759	79.2	1,698	26	34	1	1,002	12	29	5

(3) 1歳6か月児健康診査（母子保健法第12条）

1歳6か月児に対し、身体面、精神発達面の健康診査及び歯科健診を実施し、適切な相談及び指導を行ない、幼児の健全な育成を期している。なお、内科健診は区内医療機関に委託し、歯科健康診査、保健指導、栄養指導、言葉の相談は保健所で実施している。また、健診の結果、異常が疑われる者に対して必要に応じ専門医療機関で精密健康診査を行ない、心理面については心理相談を実施し、必要に応じて経過観察健康診査等を実施している。

歯科健康診査の結果は、13. 歯科保健 [2] 歯科集団指導を参照。

□1歳6か月児健康診査

(単位:人)

区分 年度	対象者数	委 託 実 績			保 健 指 導		
		内科健診	有所見者数	受診率(%)	精 密	受診者数	受診率(%)
25年度	1,834	1,579	93	86.1	0	1,507	82.2
26年度	1,966	1,675	120	85.2	0	1,696	86.3
27年度	1,954	1,709	84	87.5	0	1,620	82.9
28年度	2,027	1,764	92	87.0	0	1,739	85.8
29年度	2,016	1,751	80	86.9	1	1,693	84.0
池袋	1,439	1,240	42	86.2	0	1,196	83.1
長崎	577	511	38	88.6	1	497	86.1

□1歳6か月児健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理相談）

(単位:人)

区分 年度	健康診査受診者数 1歳6か月児	心理相談実施数	相談項目 (延数)	相談項目内訳 (延数)											
				問 題 な し	精 神 発 達 の 問 題	こ と ば の 問 題	く せ の 問 題	行 動 ・ 性 格 の 問 題	社 会 性 の 問 題	生 活 習 慣 の 問 題	養 育 者 の 問 題	家 庭 ・ 環 境 の 問 題	疾 患 ・ 障 害 の 疑 い	そ の 他	
心 理 相 談	25年度	1,507	162	276	2	16	94	4	64	62	3	18	2	2	9
	26年度	1,696	147	300	6	9	94	1	74	63	5	19	9	2	12
	27年度	1,620	128	257	0	7	93	5	60	56	4	18	4	0	10
	28年度	1,739	133	223	3	9	100	2	47	38	2	9	3	0	10
	29年度	1,693	102	192	4	3	70	4	44	39	3	6	6	2	11
	池袋	1,196	71	129	4	1	44	3	36	20	3	5	6	1	6
長崎	497	31	63	0	2	26	1	8	19	0	1	0	1	5	

□1歳6か月児経過観察健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理経過）

（単位：人）

区分 年度	心理経過観察予約者数	心理相談実施数(延数)	相談項目(延数)	相談項目内訳(延数)											
				問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他	
心理相談	25年度	172	151	253	10	11	53	3	72	56	4	17	10	0	17
	26年度	174	109	320	5	10	101	2	81	90	3	9	8	0	11
	27年度	189	116	201	5	9	126	0	72	107	4	9	6	1	14
	28年度	189	158	362	6	13	118	1	86	107	3	14	4	0	10
	29年度	166	138	342	7	16	118	0	73	95	1	15	12	1	4
		池袋	119	104	260	5	15	89	0	60	64	0	14	10	1
	長崎	47	34	82	2	1	29	0	13	31	1	1	2	0	2

(4) 3歳児健康診査（母子保健法第12条）

3歳児を対象に、健康診査、歯科健康診査、栄養相談、心理相談及びこれらの結果に基づく保健指導を実施している。また、健康診査の結果、異常が疑われる場合は、専門医療機関で必要な精密健康診査を行ない、心理面については、経過観察健康診査等を実施している。

歯科健康診査の結果は、13. 歯科保健 [2] 歯科集団指導を参照。

□3歳児一般健康診査の受診状況及び結果

（単位：人）

区分 年度	対象者数	受診者数 (実数)	受診率 (%)	有所見者 (実数)	
25年度	1,698	1,511	89.0	256	
26年度	1,752	1,536	87.7	363	
27年度	1,779	1,619	91.0	430	
28年度	1,886	1,657	87.9	411	
29年度	1,936	1,788	92.4	421	
	池袋	1,410	1,307	92.7	292
	長崎	526	481	91.4	129

□3歳児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	有所見者数	所見内訳(延数)													尿蛋白 陽性(再掲)	精密健康診査 受診票交付数	精密健康診査 受診者数
		発育	皮膚	頭部・顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部・腹部	鼠径外陰部	背部四肢	運動	精神	言語	日常習慣	その他			
25年度	256	30	67	1	39	39	15	23	5	4	19	65	9	29	0	52	38
26年度	363	46	101	6	66	68	31	33	19	8	32	86	23	48	5	62	46
27年度	430	39	133	5	79	69	43	83	18	3	30	99	29	47	9	89	55
28年度	411	70	130	6	70	66	49	63	29	4	24	91	37	61	22	110	99
29年度	421	71	99	7	104	89	26	51	19	6	47	113	33	92	17	147	118
池袋	292	52	86	7	69	53	21	39	16	5	29	88	24	47	6	109	86
長崎	129	19	13	0	35	36	5	12	3	1	18	25	9	45	11	38	32

□3歳児精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	受診票発行数	結果把握率(%)	結果把握数	依頼内容内訳(延数)																								
				内科的				皮膚科的		眼科的			耳鼻科的		外科的		泌尿器科的			整形外科的			精神・言語		その他			
				低身長	心雑音	尿蛋白陽性	蛋白以外の尿の異常	その他	母斑	その他	視力異常	斜視	その他	聴覚異常	その他	鼠径ヘルニア	その他	停留睾丸・移動睾丸	包茎	その他	X脚	その他の四肢の異常	胸部郭の異常	その他	精神発達遅滞	言語発達遅滞	その他	
28年度	110	83.6	92	15	1	3	10	1	0	1	19	1	1	13	4	1	2	11	1	0	2	0	5	1	0	0	0	1
29年度	147	80.3	118	13	7	3	14	1	1	0	28	0	1	31	1	0	0	11	0	4	2	0	0	1	0	0	0	0

(注) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児視力精密健康診査実施状況

(単位:人)

区分 年度	視力 検診 受診者 数	精密 健診 受診票 発行数	結果 把握 数 (※)	結果 把握 率 (%)	結果内訳(実数)										弱視 発見 率 (%)
					異 常 な し	有 所 見 者 実 数	有所見者内訳(実数)							結果 不明 ・ 受診 中断 等	
							弱視あり				弱視なし又は弱視の 有無不明				
							不同視 弱視	斜視 弱視	屈折 弱視	その他 ・種類不明 の弱視	斜視 (偽内 斜視を 除く)	屈折 異常	その他 の疾患		
28年度	1,657	36	21	58.3	5	16	1	0	7	0	1	7	0	0	0.5
29年度	1,788	48	29	60.4	10	19	4	1	4	1	0	3	6	0	0.6

(注) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児聴覚精密健康診査実施状況

(単位:人)

区分 年度	聴覚 検診 受診者 数	精密 健診 受診票 発行数	結果 把握 数 (※)	結果 把握 率 (%)	結果内訳(実数)									感音 難聴 発見 率 (%)	難 聴 発 見 率 (%)	
					異 常 な し	有 所 見 者 実 数	有所見者内訳(実数)						結果 不明 ・ 受診 中断 等			
							感音 難聴	滲出性中耳炎		言語発達 遅滞		その他の疾患				
								難聴 あり	難聴なし 又は難聴 の有無不 明	難聴なし 又は難聴 の有無不 明	難聴 あり	難聴なし 又は 難聴の 有無不 明				
28年度	1,657	19	17	89.5	12	5	0	1	0	0	2	2	0	0.0	0.2	
29年度	1,788	33	32	97.0	23	9	1	2	3	0	3	0	0	0.1	0.3	

(注) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理相談）

（単位：人）

区分 年度	健康診査受診者数 3歳児	心理相談実施数	相談項目（延数）	相談項目内訳（延数）											
				問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他	
心理相談	25年度	1,511	112	254	5	11	57	1	63	71	8	23	7	0	8
	26年度	1,536	93	217	0	6	44	6	61	66	16	7	5	0	6
	27年度	1,619	68	145	3	3	39	1	37	44	1	10	3	1	3
	28年度	1,657	83	190	1	6	42	3	54	42	4	9	8	12	9
	29年度	1,788	74	181	1	6	39	6	51	38	1	8	10	15	6
	池袋	1,307	54	135	1	4	24	6	42	21	1	7	9	15	5
	長崎	481	20	46	0	2	15	0	9	17	0	1	1	0	1

□3歳児経過観察健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理経過）

（単位：人）

区分 年度	心理経過観察予約者数	心理実施数（延数）	相談項目（延数）	相談項目内訳（延数）											
				問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他	
心理経過	25年度	51	45	104	2	8	23	0	23	35	4	6	0	0	3
	26年度	36	36	76	0	0	20	2	16	27	4	1	1	0	5
	27年度	62	52	107	1	4	22	1	32	40	3	2	0	1	1
	28年度	43	42	95	4	4	19	0	27	29	0	6	4	0	2
	29年度	39	32	70	1	4	15	1	15	23	1	2	1	5	2
	池袋	15	15	32	0	1	6	1	10	8	0	1	0	5	0
	長崎	24	17	38	1	3	9	0	5	15	1	1	1	0	2

(5) 乳幼児経過観察（母子保健法第13条）

3～4か月児健診等の結果、経過観察の必要な乳幼児を対象として、小児科医師による経過観察健診を実施し、乳幼児の健全な育成と異常の早期発見に努めている。

年度	区分	回数(回)	延人数(人)
25年度		24	142
26年度		24	169
27年度		22	100
28年度		35	138
29年度		36	182
	池袋	24	125
	長崎	12	57

[10] 妊娠高血圧症候群等医療費助成（豊島区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱）

妊婦が妊娠高血圧症候群あるいは糖尿病等になり患すると、未熟児や障害児発生の要因になるなど出生児への影響が著しいばかりでなく、母体の生命にも直接係わるので、早期に適切な処置が受けられるよう医療費の助成を実施している。

（単位：人）

年度	区分	助成実人数
25年度		4
26年度		6
27年度		3
28年度		1
29年度		5

[11] 未熟児養育医療給付（母子保健法第20条）

未熟児は、正常の新生児に比べて生理的に異常のあるケースが多く、また疾病にもかかりやすく、かつ障害児の発生率も高いとされている。そこで、必要な場合には指定の医療機関において、すみやかに適切な処置を講じられるよう、養育医療給付事業を実施している。

なお、対象となる未熟児とは、出生時体重が2,000グラム以下、又は生活力が特に弱い児である。

（単位：人）

区分 年度	給付延人数
25年度	128
26年度	128
27年度	117
28年度	99
29年度	194

[12] 自立支援医療（育成医療）（障害者自立支援法第58条）・療育給付（児童福祉法第20条、第21条の9）

障害者自立支援法の規定に基づき、身体に障害がある年少者に対して自立支援医療（育成医療）を、また、児童福祉法の規定に基づき、骨関節結核又はその他の結核に罹患している年少者に対して療育給付を実施している。

（単位：件）

区分 年度	育成医療 申請件数	療育給付 申請件数
25年度	16	0
26年度	8	0
27年度	10	0
28年度	9	0
29年度	6	0

[13] 特定不妊治療費助成

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減をはかるため、「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認決定を受けている区民に対し、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精、男性不妊治療）にかかった保険適用外の治療費の一部助成を平成29年7月3日から開始した。

（単位：人／件）

区分 年度	助成実人数	助成延件数	うち 男性不妊治療費を含む件数
29年度	78	96	1

[14] 育児相談（母子保健法第9条）

池袋保健所管内5か所・長崎健康相談所管内3か所にて区の施設等を会場とし、保健指導・栄養指導及び、歯科相談を実施している。

□実施場所

池袋保健所管内	長崎健康相談所管内
①池袋保健所 ②区民ひろば清和第二 ③区民ひろば駒込 ④区民ひろば西池袋 ⑤区民ひろば高南第二	①長崎健康相談所 ②区民ひろば要 ③区民ひろば高松

□育児相談

区分 年度	回数 (回)	利用者数 (人)	池袋		長崎	
			回数 (回)	利用者数 (人)	回数 (回)	利用者数 (人)
			25年度	64	1,703	40
26年度	63	1,560	39	733	24	827
27年度	64	1,761	40	888	24	873
28年度	55	1,926	31	815	24	1,111
29年度	57	2,008	31	933	26	1,075

(2) 母乳・卒乳教室

母乳で育てたいと考えている母親を支援するため、母乳教室と卒乳教室を実施している。

年度	区分	母乳教室		卒乳教室	
		回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
25年度		22	94	14	108
26年度		22	122	14	137
27年度		22	170	12	196
28年度		21	114	14	218
29年度		21	99	13	202
	池袋	10	56	2	86
	長崎	11	43	11	116

(3) 子育て講演会

子育て中の悩み解決に向け、保護者の要望に応じた講演会を長崎健康相談所で実施している。

平成29年度のテーマ：「アトピーを治すためのスキンケアとアトピーにしないためのスキンケア」

年度	区分	回数(回)	延人数(人)
25年度		2	64
26年度		2	61
27年度		1	46
28年度		1	20
29年度		1	24

(4) 離乳食講習会等

14. 栄養指導 [1]一般栄養指導 (2) 集団栄養指導を参照。

[16] 親子遊び教室

ことばの遅れや発達のアンバランスなどの主訴のある幼児と保護者を対象に、親子遊びをとおして集団活動を体験する機会を提供し、臨床心理士や作業療法士(OT)のアドバイスを受けながら保護者の児への関わり方などを支援している。

□親子遊び教室心理相談の実施状況および結果

(単位：人)

年度	参加者(対象児)		相談項目内訳(延数)				OT 指導数	西部子ども家 庭支援センタ ー紹介
	実人数	延人数	精神発達	運動発達	関わり方	その他		
25年度	39	98	88	10	21	4	33	17
26年度	38	102	102	10	11	0	27	18
27年度	31	85	82	4	6	0	38	16
28年度	36	99	98	2	13	1	49	14
29年度	29	71	62	1	2	1	36	9

(注)平成23年度から、西部子ども家庭支援センター(OT、支援ワーカー)と共同事業にて、月1回池袋保健所にて実施。

[17] 自主グループの支援

年度	区分	ツインスマイル		
		回数 (回)	参加者数(人)	
			親	子
25年度		2	35	47
26年度		2	34	41
27年度		2	38	30
28年度		2	31	29
29年度		2	27	26

(注) ツインスマイル…多胎児の親子の会。

[18] 児童虐待防止に関する取り組み

母子保健事業においては、児の健全な育児支援と同時に、虐待の未然防止への啓発を行なっている。また、虐待ハイリスク者への支援として小集団指導や虐待相談としても個別対応している。

(1) グループミーティング

長崎健康相談所では平成18年度から、出産後の母親を対象に「育児を一人で抱え込まないで」をメッセージとして、保育体制を設け、子どもと離れた環境の下でグループミーティングを実施している。

年度	区分	長崎健康相談所			
		おかあさんのお休み時間		子育て講座	
		実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
25年度		12	77	4	156
26年度		12	74	4	163
27年度		12	61	4	184
28年度		12	82	4	192
29年度		12	63	4	138

(注) おかあさんのお休み時間…グループミーティングの名称。

(2) 虐待相談

養育環境の課題（機能不全家族、保護者の育児能力が低い、精神疾患等を抱えているにもかかわらず適切な治療を受けていないなど）や育て難さがある乳幼児など、他機関から連絡を受け虐待相談として対応している。また、乳幼児健診や育児相談などの場面にて、保護者自身や家族から相談を受け、他機関と連携するなどして個別対応・支援を行なっている。

□虐待相談経路別件数

(単位：人)

年度	区分	子どもの権利担当	児童相談所	子育て支援課	保育園	小学校	中学校	本人・家族	近隣	病院	警察	保健所健診等	その他	合計
25年度		38	3	3	0	1	1	6	3	8	0	21	9	93
26年度		57	7	0	0	0	0	16	1	21	0	6	15	123
27年度		58	15	4	0	0	0	9	1	19	2	14	20	142
28年度		67	59	7	2	0	0	10	2	6	1	10	11	175
29年度		67	102	2	0	0	0	8	0	6	1	12	3	201
	池袋	50	77	1	0	0	0	6	0	4	1	4	3	146
	長崎	17	25	1	0	0	0	2	0	2	0	8	0	55

□主な虐待者（疑い含む）

(単位：人)

年度	区分	実母	実父	継母等	継父等	施設職員	祖父母	その他	合計
25年度		78	29	0	0	0	0	9	116
26年度		110	44	0	0	0	2	3	159
27年度		124	60	1	0	0	1	1	187
28年度		149	74	0	3	0	0	5	231
29年度		192	130	0	0	0	0	1	323
	池袋	139	98	0	0	0	0	0	237
	長崎	53	32	0	0	0	0	1	86

(注) 相談1件に対して、複数回答あり。その他に不明含む。

□被虐待者の年齢

(単位：人)

年度	区分	胎児	0歳	1～2歳	3～6歳	小学生	中学生	高校生	不明	合計
25年度		18	24	18	21	11	0	1	0	93
26年度		17	33	39	22	9	1	0	1	122
27年度		16	48	37	26	13	1	0	1	142
28年度		18	37	44	61	10	3	2	0	175
29年度		12	39	60	81	8	1	0	0	201
	池袋	9	26	42	61	7	1	0	0	146
	長崎	3	13	18	20	1	0	0	0	55

□虐待の種類

(単位：人)

区分 年度	ネグレクト	身体的	心理的	性的	その他	合計
25年度	34	36	16	1	28	115
26年度	32	27	12	0	62	133
27年度	37	49	26	0	49	161
28年度	41	58	84	0	31	214
29年度	23	62	93	94	10	282
池袋	9	38	63	94	1	205
長崎	14	24	30	0	9	77

(注) 相談1件に対して、複数回答あり。